

令和 元年12月定例会(第4回) - 12月10日-02号

不登校児童生徒への対応について、

P.68

◆10番(中島章二君) [登壇]

通告に基づき、市政に対する一般質問を行います。

文科省は、令和元年10月に、平成30年度の不登校児童生徒の数が16万4,528人、6年連続増加になったことを発表しました。九州7県では、小中学生が合わせて1万7,245人、前年度比3,025人の増、高校生が6,619人、前年度比606人増となっています。大分県は、小学生437人、1,000人当たり7.3人、中学生1,162人、1,000人当たり39.1人、高校生617人、1,000人当たり20.0人となっております。小中学生の合計を見ると、1,599人となっております。1,000人当たりを九州7県で比較すると、小学生は大分県が最も多かったと報告されています。

また、日本財団の平成30年不登校傾向にある子供の実態調査による推計では、登校するが教室に入らない、保健室で過ごすなど、休んではいないが授業不参加という不登校傾向にあると思われる中学生は33万人という報告もあります。そこで、日田市の不登校児童生徒の現状についての推移と、不登校になっている理由についてお聞かせください。そして、学校現場での職員の対応状況と教育センターでの対応状況についてもお聞かせください。現在の状況から考えられる課題についてもお聞かせください。

不登校の増加に対して、国は学校復帰を前提の政策を40年以上とり続けてきたのではないのでしょうか。そのことが、学校と距離をとっている子供を追い詰めたり、自己否定感を持たせたりするマイナス面があること、また学校以外の学びの場も誕生し、学びは学校だけではないこと、不登校児童生徒や保護者、そして社会的にも感じ始めたのではないのでしょうか。

このような中、平成28年教育機会確保法が成立し、子供の状況によっては学校を休む必要性や学校以外の学びの場の重要性が法律に位置づけられたと私は思っております。この法の基本理念には、全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう学校における環境の確保とあります。第3章、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等では、1、全児童生徒に対する学校における取り組みへの支援に必要な措置、2、教職員心理福祉等の専門家等との関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置、3、教育支援センターの整備・充実並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置、4、学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置、5、学校以外の場での多用で適切な学習活動の重要性を鑑み、個々の休養の重要性を踏まえ、不登校児童生徒に対する情報の提供等の支援に必要な措置について措置を講じ、または講ずるよう努めるとありますが、日田市ではどのような措置を行っているか、行っているのであれば具体的にお聞かせください。

また、不登校生徒の中学校卒業後の進路についてですが、不登校状態のまま中学校卒業式、行き場がなくなってしまうこと、大きな課題と考えます。高校進学、就職等の状況について調査把握しているのであればお聞かせください。

◎教育長(三笥眞治郎君) [登壇]

私からは不登校児童生徒への対応について、学校における災害発生時の児童生徒の安全確保について、小中学校におけるコミュニティ・スクールについての大きく3項目についてお答えします。

初めに、1項目めの不登校児童生徒への対応に関し、不登校児童生徒の現状と課題、職員体制と教育機会確保法の講ずるべき措置への対応と、不登校生徒の卒業後の進路の3点についてお答えします。

初めに、1点目の不登校児童生徒の現状と課題、職員体制のうち、不登校児童生徒の現状についてでございます。

文部科学省、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校児童生徒とは、病気や経済的理由によるものは除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が年間30日以上登校しない、あるいは登校したくともできない状況にあるものと定義されております。

そこで、本市の現状につきましては、不登校児童生徒数の平成28年度から30年度までの3年間の推移は、平成28年度が53人、平成29年度が52人、平成30年度が58人となっております。そして、不登校のきっかけとなった主な要因といたしましては、家庭に係る状況やいじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振などが上げられております。また、不登校の状態が続いている理由といたしましては、家庭の状況であったり本人の状態であったりと、不登校児童生徒一人一人によって異なりますことから、一概に申し上げることはできません。

次に、不登校児童生徒を支援する職員体制についてでございます。

まず、各学校においては、平成30年度から校務分掌に位置づけました教育相談コーディネーターや養護教諭、担任、スクールカウンセラーなどが中心となる校内対策委員会を組織し、普段からの観察や定期的な教育相談の実施、相談窓口の周知、児童生徒の状況に関する情報共有などを行いながら支援が必要な児童生徒の早期発見、早期支援に取り組んでおります。また、市教育センターにおいては、臨床心理士2名、スクールソーシャルワーカー3名、心の相談員6名の心理や福祉の専門スタッフを配置し、関係機関と連携しながら不登校児童生徒や保護者の心のケアや家庭環境、心身の健康などの改善及び学習支援を行っております。

そして、課題についてでございますが、本市では、不登校児童生徒が低年齢化傾向にあり、一旦不登校の状況になると長く休んでしまうという傾向にもありますことから、いかにして不登校児童生徒を早期に発見し、教育センターに配置しております臨床心理士等の専門スタッフや関係機関などと連携しながら、一人一人の状況に応じた丁寧な支援に心がけるのかということが課題となっております。

次に、2点目の教育機会確保法の講ずるべき対応についてでございます。

この教育機会確保法では、第3章に不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等として、国や地方公共団体が講ずるまたは講ずるよう努めるべき5つの項目が上げられております。

1つ目の全児童生徒に対する学校における取り組みへの支援に必要な措置につきましては、市教委では、これまでに教育相談コーディネーターの校務分掌への位置づけや、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充、心の相談員の小学校児童への支援の強化などにより、不登校児童生徒や保

護者に支援を行う学校をサポートしております。

2つ目に、教職員、心理福祉士等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置につきましては、市教育センターでは毎月の不登校の情報を把握し、これをもとに臨床心理士、スクールカウンセラー、地域児童生徒支援コーディネーターなどが行う情報共有会やスクールソーシャルワーカーとこども未来課家庭相談員との情報共有会を定期的を開催するなど、関係者間での情報共有の促進に努めております。

3つ目に、教育支援センターの整備・充実並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置につきましては、市教育センター内に不登校児童生徒の居場所となるやまびこ学級を設置することで、学びの機会と場を保障し、さらには平成21年度から臨床心理士2名を、平成28年度からスクールソーシャルワーカーを配置、増員するなど、児童生徒や保護者、教職員への支援や関係機関とのネットワークを生かした支援の充実に取り組んでまいりました。

4つ目に、学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況などの継続的な把握に必要な措置につきましては、さきに申しあげましたようにやまびこ学級での支援、心の相談員やスクールソーシャルワーカーなどによる訪問支援により、学校以外の場における不登校児童生徒の状況等の継続的な把握を行っております。

5つ目に、学校以外の場での多用で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒に対する情報の提供等の支援に必要な措置につきましては、市教育センターでは不登校児童生徒及び保護者に対して必要な情報の提供や助言をより一層行うため、臨床心理士やスクールソーシャルワーカーが学校、家庭を訪問して行う訪問型教育相談を推進し、相談窓口を広げるとともに、やまびこ学級や臨床心理士などによる支援等を児童生徒、保護者に紹介できるよう学校を巡回しながら助言に努めております。

最後に、3点目の不登校生徒の卒業後の進路でございますが、市教委では、教育センターが各学校に確認をすることで、中学校卒業後の進路についての把握を行っているところでございます。

◆10番(中島章二君) それでは、まず不登校児童生徒への対応についてということで再質問させていただきます。

教育機会確保法の基本理念に全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう学校における環境の確保についての取り組みということがうたわれております。こちらのほう、日田市のほうで平成31年4月にいじめ・不登校・貧困対策アクションプランというものを発表していますが、このプランの中に、この基本理念についてどのように盛り込まれているのかお聞かせいただきたいと思っております。

P.75

◎教育長(三笥眞治郎君) 教育機会確保法の取り組みについては、先ほど答弁で申し上げたとおりでございますけれども、このアクションプランでは、学校以外の場における学びの機会の保障については、教育センター等を活用した早期対応と個々に応じた適切な支援として位置づけるものでござ

ざいます。教育センター内にやまびこ学級を設置し、基礎学力の補充や創作、調理等の体験学習、グループワーク等を行うことで学びの機会と場を保障し、不登校児童生徒の社会的自立を図っているところでございます。

不登校児童生徒の自宅に担任や心の相談員が訪問し、児童生徒に寄り添い、心のケアに努めながらワークシートやプリントによる学習やドリル学習の補充学習の支援も行っているところでございますが、具体的にはなかなか記載ができていない部分もございますので、今後、このアクションプランにつきましては、市民の皆様にはわかりやすいように、また改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

P.75

◆10番(中島章二君) こちらのいじめ・不登校・貧困対策アクションプランの目標に2つ上げられているんですが、まずいじめの解消率を小中学校とも90%以上を目指すというものと、2項目めに1,000人当たりの不登校児童生徒数を、中学校は21.7人以内、小学校は3.1人以内を目指すというこの2項目になっております。

教育機会確保法を読んでいくと、いわゆる学校に戻ることは第一なんですけど、どうしても学校に戻れない、戻りたくても戻れない状況の子供たちがいます。そういった子たちに対応していくということ盛り込んだ法律ではないかと思っておるところでございます。こちらのほうについて、目標にはうたわれておりませんが、具体的にこういった形で学校に戻れない子供たちへの対応を行っているということで、今、訪問型とやまびこのほうとありましたが、学校以外の場、今、昨今言われていますが、フリースクール等でございます。学校以外での教育の場ということでもございますけど、こちらについてのお考えがございましたら、教育長のほうよろしくお願いたします。

P.76

◎教育長(三笥眞治郎君) 今、議員御指摘のとおり、これまでどちらかというと、学校に復帰するということが一つの大きな目標となっております。今御指摘があったように、このアクションプランの中でも、現在の日田市の状況を一つの目安として目標を立てさせていただいておるところでございますけども、今回の教育機会確保法では、やはり学校に復帰することだけを目標とするということじゃなくて、学校以外の場での学びの機会を保障するということ一つの大きな目標となっておりますので、現在、市教育センターでやまびこ学級であるとか、あるいは今御指摘あったフリースクール等への参加等についても、十分学びの機会の保障になっているというふうに認識はしているところでございます。

P.76

◆10番(中島章二君) フリースクールについてですが、大分県下を見ますと、大分市、それから中津市を中心に民間で行っているところがございます。ほかにも少しずつ出てきているのかもしれませんが、もしこちらのほう、フリースクールのほうに在籍して勉強を行っているという児童生徒がいた場合、大分県のほうは校長判断、校長裁量で登校扱いにするというようなものもございます。現在、日田市にはフリースクールという形ではないかと思っているんですけど、もし、日田市の児童生徒が近隣の中津のほうのフリースクール等に在籍した場合に、こちらのほうについて、登校扱いにしていくというようなお考えはございますでしょうか。

P.76

◎教育長(三笥眞治郎君) 今回の教育機会確保法の趣旨も、フリースクールとの連携等も掲げられておりますので、そのフリースクールでどのような学習をしているのかということを経験がしっかりと判断して、適切な指導、学習が行われているようであれば、当然出席扱いというふうになると認識しております。

P.76

◆10番(中島章二君) 学校以外の場、民間の力、フリースクールの力等もかりていって、子供の健全な育成を目指していくということで、私のほうも同じ気持ちでおるところでございます。

実際のところ、現在、不登校児童生徒に対する教員の配置状況、それから教育センターでの専門スタッフの皆様方の配置状況等、今教えていただいたところですが、こちらについて、現在、もう数年間、50名を超える不登校児童生徒がいる中で、この先生方、教職員の方、保健の先生も含めまして学校での対応、そして教育センターでの対応、教育センターに配属されている専門スタッフの先生方が、問題のある、問題のあるじゃないですね、済いません、学校に行きづらくなっている子供たち、不登校になりかけているような子供たちに対しての対応状況について、人材が足りているのかどうかというのが少し不安に思っています。それについて、日田市教育委員会でもこれまでも対応してきていただいていると思っているんですけど、この状況が学校に戻ることが第一ではないということですけど、不登校児童生徒の数が少なくなっているというような状況が見えていないということから、もし課題として考えられるもの、配置状況がもし必要ではないかというお考えがあればお聞かせいただければと思います。

P.77

◎教育長(三笥眞治郎君) 学校の教職員については、義務標準法という法律の中で定数が定められております。この定数以外に児童生徒支援教員であるとか、現在、地域児童生徒コーディネーターというような新たな名称を持った教員が配置をされているようになってきております。先ほど、答

弁で申し上げましたけれども、現在、市の教育センターには心の相談員が6名、それからスクールソーシャルワーカーが3名、そして臨床心理士が2名、それから先ほど申しました地域児童生徒コーディネーター2名等が配置しておるところでございます。やまびこ学級での指導を行う教育相談員も3名配置しておりますので、教育センター等での指導については、現在のところ不足はないものというふうに認識をしております。

また、学校に、あるいは家庭にも心の相談員等が訪問したりしておりますので、現在のところはそういう認識でございます。この不登校児童生徒の支援というのは、この支援のタイミングであるとか、どのような支援が必要か等、関係機関との連携等でやっぱり見きわめることが大事ではないかなというように思っているところです。

一概に、この人員が多い、少ないだけでは論じられない点もございますので、引き続き、この適切な支援のための連携の在り方、あるいはスキルアップ等に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

P.77

◆10番(中島章二君) 私のほうが今思っているのが、学校現場、かなり多忙な状況であると、学校の中でも働き方改革等話が出てきているとございまして、そういった中で、先生方は本当に子供たちに時間をとって対応したい、子供たちの悩みを聞いて悩みを解決していきたいという思いの中、時間をとって話をしたいという、けどなかなか時間がとれないという苦悩を抱えている先生方もいらっしゃるのではないかと思っているところです。こういったところで、先生方の思い、子供たちと一緒に楽しく明るく元気に、クラスの全員と一緒に卒業できていきたいというような思いを持った先生方の思いを実現するため、そしてそれが子供たちの健全な育成につながっていくと思っているところです。

こういったところを思いますと、現在の状況で心に何か引っかかりを持って学校に来づらくなったりした子供たちへの対応、特に初期の、早期の対応が大切なことだと思っておりますけど、その部分で十分に対応、先生方がやりたいけどできないという部分があるのではないかと、少しく懸念しているところでございます。そういったところで、こういった専門スタッフの方をたくさん配置することで、先生方の思い、それから子供たちへの対応の仕方についても、方法についてももっと改善、より早く、より適切な対応ができるのではないかと考えているところでございます。

現在、配置、教育長のほうは足りているということで御答弁ございましたが、できれば増員を考えていただき、より子供たちの健全な育成、そして子供たちが社会的自立をできるような日田市をつくり上げていく学校現場、日田市の学校教育環境をつくり上げていきたいと思っておりますので、私の要望としまして、心の相談員等専門スタッフの増員のほうを要求したいと思っておりますが、こちらについて御答弁いかがでしょうか。

P.78

◎教育長(三笥眞治郎君) 増員の要望ということでございますけども、実際、やはり担任の教員の思いは、やはり朝学校に来ないときは駆けつけて、やはり子供と話をしたいという思いはあろうかと思えます。ただ、授業がありますので、なかなかそう行けないというところで、心の相談員等が家庭訪問をしたりするケースが最近ふえているわけですけども、そこはしっかり連携して行っております。また、学校の雰囲気を持った先生じゃない方が行くほうがいいケースもございます。ですから、そういういろんなケースがございますので、一概に対応についてはどうこう申し上げられないんですけども、今、取り組みが法ができて、そういう学校以外での学びの場が始まったところでございますので、しっかり見きわめて、またその対応については考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

P.79

◆10番(中島章二君) 不登校に今なっている児童生徒については、今が大変きつい状況、もう家族の皆さんもそうですけど、今現在苦しんでいる児童生徒、家族の方いらっしゃいます。なかなか待たられるものではないと思えます。これについて、いついつまでというものは御回答はできないかと思えますけど、私のほう、本当に学校に戻りたくても戻れない状況に苦しんでいる子供、家族、そういった方について学校として、それから教育委員会として何かしらの対応策を発信していただきたいというふうに思っているとござります。

それに含めまして、不登校児童生徒の心理状況についてですが、いわゆる子供の中でも学校を休んで、誰々さんは休んでいるねというようなことを、いいようにはなく悪いふうに捉えがちな発言をする子供も言ったりします。また、社会的にも学校に行っていないということが、まだまだよくないことであるという考えを持っている状況にあります。こっちはもうずっと学校に行くことが子供たち当然であるということで今までやってきていましたけど、今回の法の教育機会法というのがありますように、学校以外の場での教育の場、学びの場という大切さをうたっております。こちらについて、心理状況、特に子供たちは行きたくても行けない、学校に行きたくても行けないんだよという状況にあることを、これを周りの児童生徒、それから住民の皆さん、親御さんから住民の皆さん等にもお知らせする必要があるのではないか、学校の中では教育していく必要があるのではないかと思えますが、こちらについて、教育長のほうからお考えをお聞かせいただければと思います。

P.79

◎教育長(三笥眞治郎君) 今回の教育機会確保法の中で、不登校は問題行動ではないということ、それから、非常にいろんな要因で心が苦しくなったときには休むことも必要であるということがう

たわれております。したがって、その子たちが登校したときに、やはり温かく迎えるような学級の雰囲気であるとか、学校の雰囲気であるとかそういうものは、各学校に対しては校長会等を通して指導していきたいというふうに、現在も指導はしているところではございますけども、継続して指導していきたいというふうに思っております。

また、育友会、あるいは地域の皆様に対しても役員会、あるいは学校だよりを通じてそのような旨は伝えていきたいと、今も伝えているところですけど、まだまだ足りないと思いますので、その辺はホームページ等も利用して伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

来年度から、コミュニティ・スクールが全ての学校で始まりますので、それは学校運営協議会の中でも一つの議題として取り上げることができるのかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

P.80

◆10番(中島章二君) 他自治体のほうを見ると、公設民営というような形でフリースクールと一緒に子供の居場所づくりを行っているようなものも大阪府の池田市、それから世田谷区、北区などございます。こういった新たな子供たちにとっての学びの場というものが生まれてきております。学校だけに限らず、子供たちの社会的自立を促すための場所づくりということで、教育委員会から発信を続けていただければと思っているところでございます。